

第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画

第4期青梅市特定健康診査等実施計画

～概要版～



## データヘルス計画・特定健康診査等実施計画とは

「データヘルス計画」は、国保データベース（KDB）等のデータ分析に基づく生活習慣病予防をはじめとした保健事業の実施内容やその目的・目標を、「特定健康診査実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導の実施方法や目標等をそれぞれ定めた計画です。

いずれも、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、その結果としての医療費適正化に資することを目的としています。

このたび、令和5年度に両計画が最終年度を迎え、関連性が高いことから、より効果的・効率的に保健事業を実施するために、「第3期データヘルス計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定します。

- 参考
- ・データヘルス計画は、「国民健康法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（厚生労働省告示）に基づき策定するものです。
  - ・特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条に基づき策定するものです。

### 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

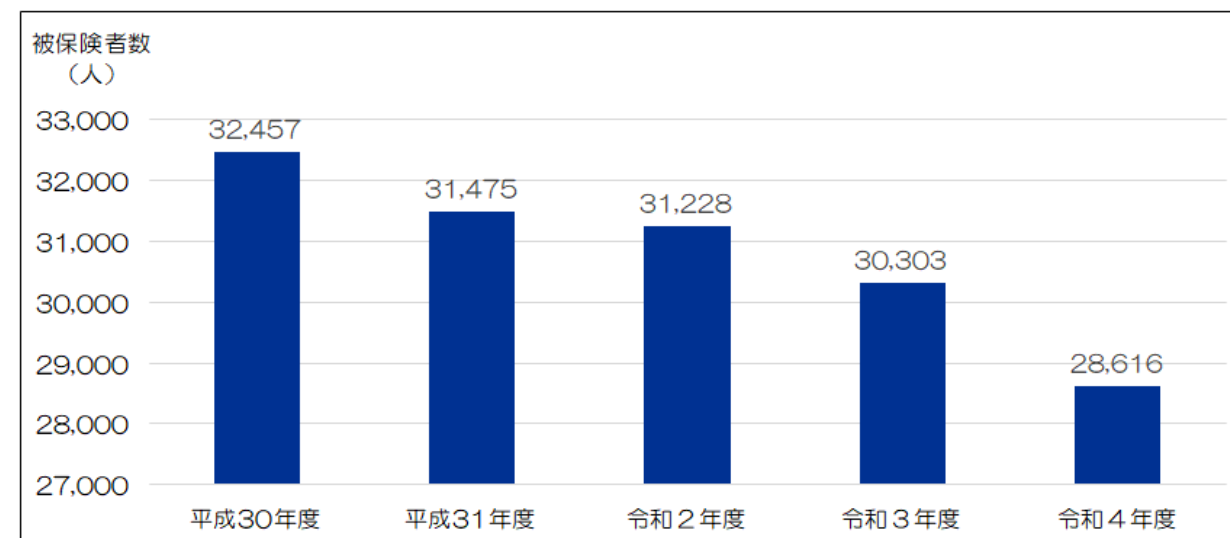
### 計画の構成

| 各 計 画          | 目 的                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第3期データヘルス計画    | 健康・医療情報等を活用したデータ分析に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施計画を定め、実施および評価を行う。 |
| 第4期特定健康診査等実施計画 | 特定健康診査等基本指針（厚生労働省告示）に基づき、特定健康診査および特定保健指導の実施方法や目標等、基本的な事項を定める。        |

## 青梅市国保の状況（抜粋）

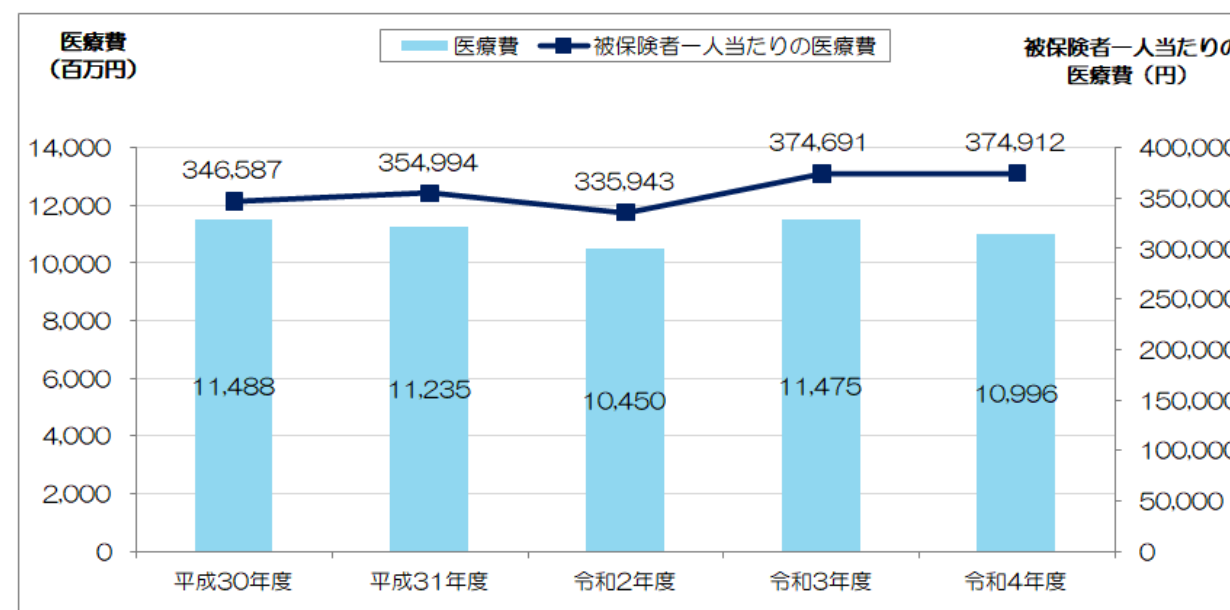
### 被保険者数の状況

令和4年度の国民健康保険被保険者数は28,616人でした。平成30年度より3,841人、11.8%減少しています。



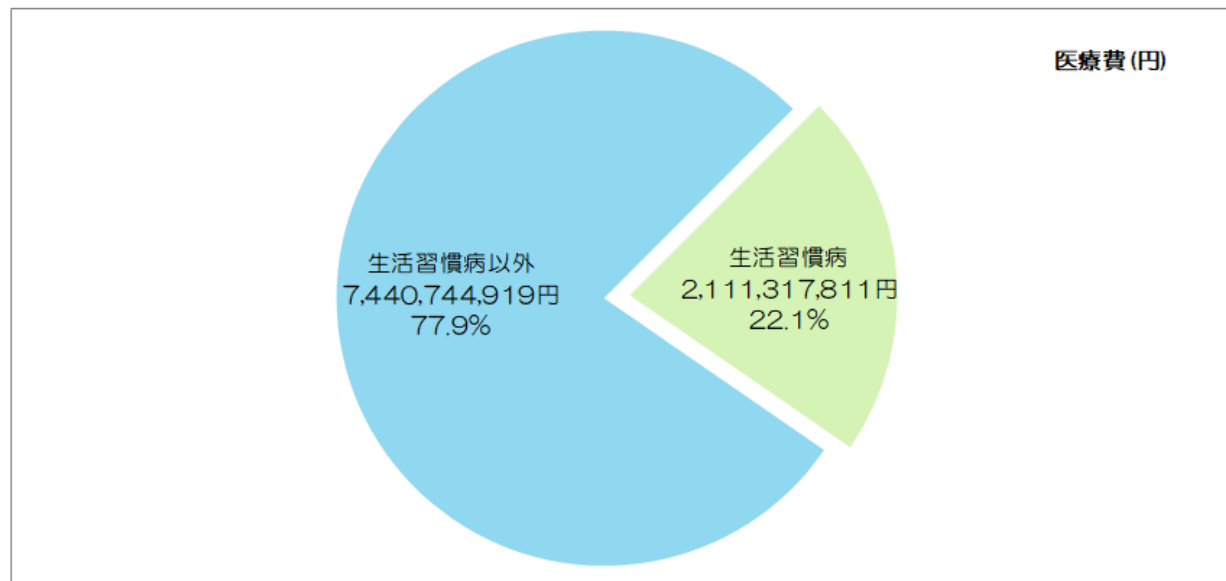
### 医療費の状況

令和4年度の医療費109億9,600万円は平成30年度と比べて4.3%減少していますが、被保険者一人当たりの医療費374,912円は平成30年度より8.2%増加しています。

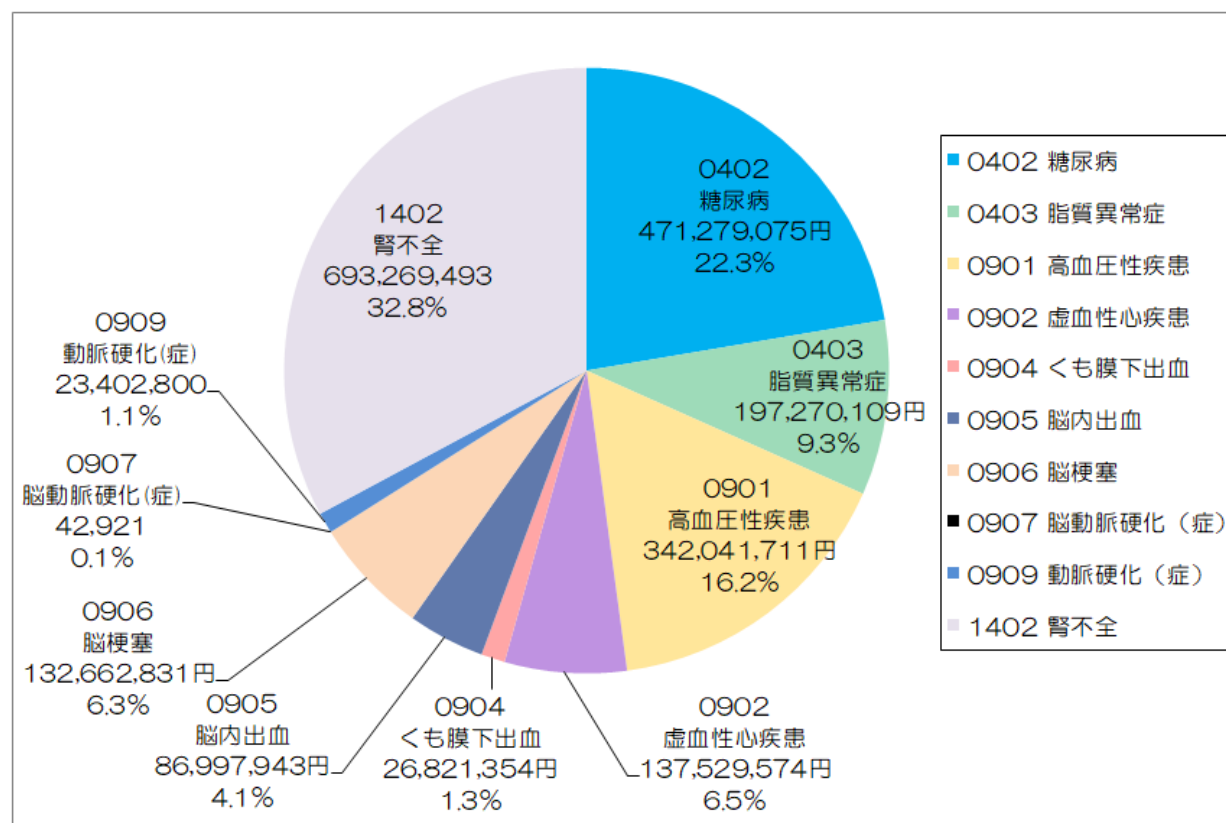


## 生活習慣病の医療費の状況

令和4年度の生活習慣病の医療費は21億1,132万円で、医療費全体に占める割合は22.1%でした。

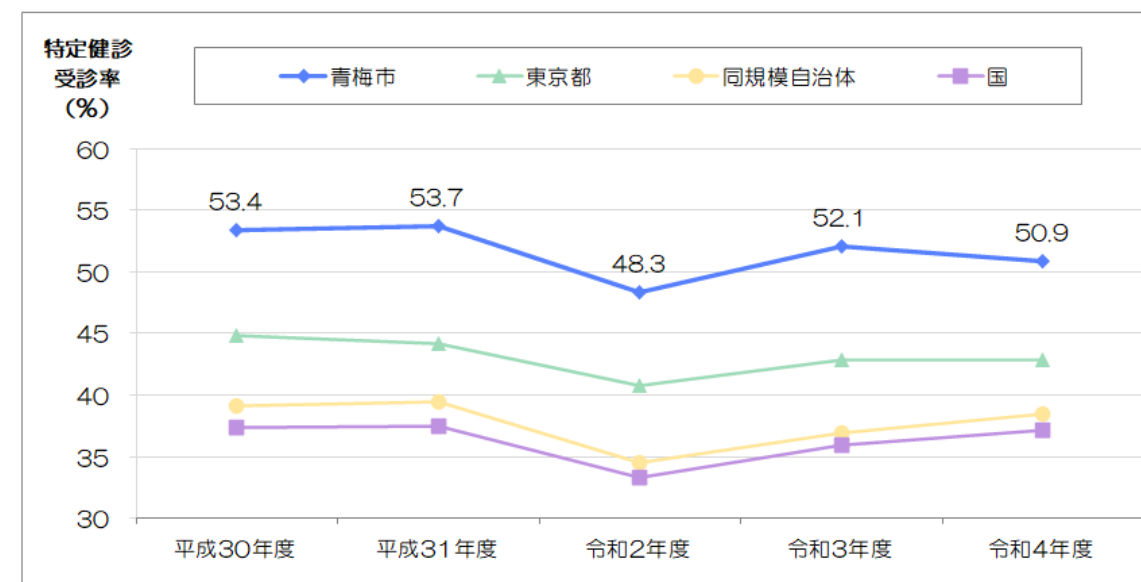


また、生活習慣病疾病別の医療費割合は、腎不全、糖尿病、高血圧性疾患の順となりました。



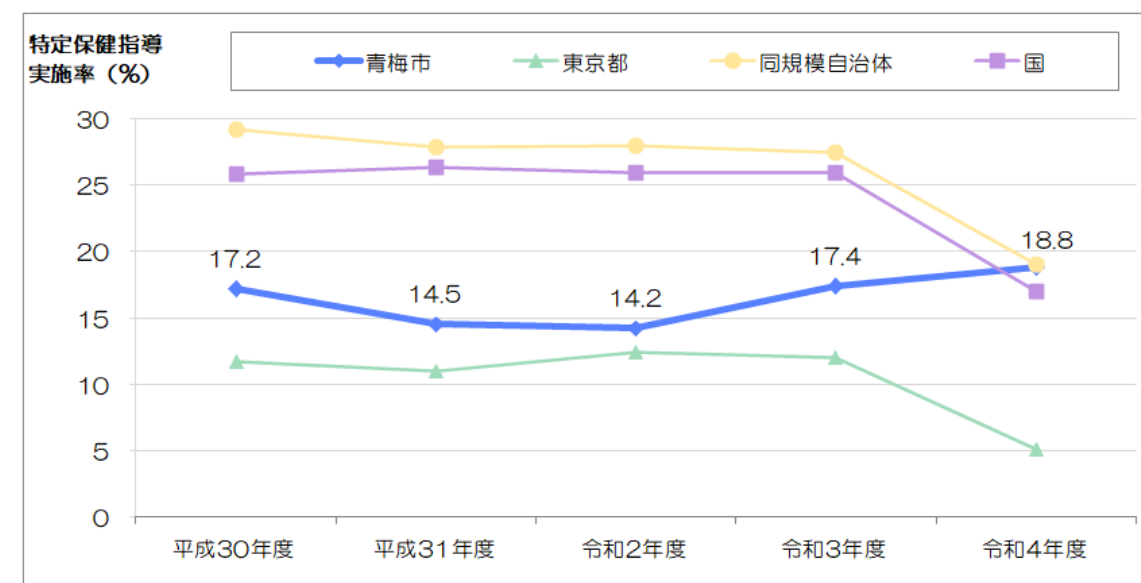
## 特定健康診査の受診状況

令和4年度の特定健康診査受診率は50.9%でした。新型コロナウイルス感染症の影響が出た令和2年度(48.3%)から回復したものの、平成30年度(53.4%)より2.5ポイント減少しました。



## 特定保健指導の受診状況

令和4年度の特定保健指導実施率は18.8%でした。令和3年度(17.4%)、平成30年度(17.2%)に比べて1.4~1.6ポイント増加しました。



## 現状を踏まえた健康課題

以上の状況や分析結果を踏まえ、  
以下の課題があると考えました。

| 健康課題 |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| A    | 特定健診未受診者の1件当たり医療費は、特定健診受診者の費用より2倍以上高額となっている。 |
| B    | 被保険者一人当たり医療費が年々増額している。                       |
| C    | 生活習慣病医療費が医療費全体の22.1%を占めている。                  |
| D    | 後発（ジェネリック）医薬品に切替可能な先発医薬品を含む処方されている患者が一定数いる。  |
| E    | 重複受診者、頻回受診者、重複服薬者および長期多剤服薬者が一定数いる。           |
| F    | 特定健診受診率が上昇せず横ばいの状態が続いている。                    |
| G    | メタボリックシンドローム割合および予備群割合が東京都の値より高くなっている。       |
| H    | 生活習慣の改善が必要な被保険者が一定数いる。                       |
| I    | 医療機関の未受診者および治療中断者が一定数いる。                     |
| J    | 介護認定者の糖尿病有病率が東京都の値より高くなっている。                 |

## 計画全体の目標

健康課題を解決するため、  
以下の目標を設定しました。

| 計画全体の目標 |                 | 計画全体の評価指標                  | 指標の定義                              |
|---------|-----------------|----------------------------|------------------------------------|
| 1       | 生活習慣病の重症化を予防する。 | 糖尿病の有病率                    | Sucoyaca※<br>「生活習慣病の状況」の値          |
| 2       |                 | 脂質異常症の有病率                  | Sucoyaca<br>「生活習慣病の状況」の値           |
| 3       |                 | 高血圧症の有病率                   | Sucoyaca<br>「生活習慣病の状況」の値           |
| 4       | 生活習慣を改善する。      | メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者割合 | 特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者および予備群の割合 |
| 5       | 若年層から健康意識を高める。  | 40歳から74歳の方の健診受診率           | 法定報告実施結果報告の値                       |
| 6       | 平均自立期間を延伸する。    | 平均自立期間（要介護2以上）             | KDB帳票<br>「地域の全体像の把握」の値             |
| 7       | 医療費を適正化する。      | 被保険者1人当たり医療費               | KDB帳票<br>「地域の全体像の把握」の値             |

※Sucoyaca：国保連合会の特定健診等支援提供システム

## 実施事業

計画目標を達成するため、以下の事業を実施します。

| 事業名 |                     | 事業概要                                                                                | 該当する目標番号        |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ①   | 特定健康診査              | 特定健康診査の受診率向上を目指し、広報・啓発活動、受診勧奨事業を実施する。                                               | 5・7             |
| ②   | 特定保健指導              | ・生活習慣改善のための指導を実施する。<br>・特定保健指導の実施率向上を目指し、広報・啓発活動、受診勧奨事業を実施する。                       | 1・2<br>3・4<br>7 |
| ③   | 糖尿病性腎症重症化予防指導       | 糖尿病性腎症に罹患している者に対し、生活習慣に関する保健指導を実施する。また、指導終了後の健康管理状態を確認し、生活習慣の改善を促す指導（フォローアップ）を実施する。 | 1・4<br>6        |
| ④   | 生活習慣病治療中断者への受診勧奨    | 治療を中断し、重症化することで高額な医療費が必要となる治療中断者に対して、医療機関への受診再開勧奨を実施する。                             | 1・2<br>3・4<br>7 |
| ⑤   | 健診異常値未治療者への受診勧奨     | 非特定保健指導の対象外となるが、検査値が高い非肥満者のリスク保有者も含めて医療機関への受診勧奨を実施する。                               | 1・2<br>3・4<br>7 |
| ⑥   | 適正受診・適正服薬促進         | 複数の医療機関から複数の内服薬が処方されている対象者へ、医師・薬剤師へ相談する旨の通知を送付する。                                   | 7               |
| ⑦   | 後発（ジェネリック）医薬品利用促進通知 | 先発医薬品の利用者のうち、ジェネリック医薬品利用促進通知により医療費の削減が見込まれる対象者へ送付する。                                | 7               |



### 担当課・問合せ先

担 当 課 市民部保険年金課・健康福祉部健康課

問 合 せ 先 〒198-8701

青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市市民部保険年金課

電 話 : 22-1111 (内線番号2119)

F A X : 22-3508

電子メール : [div1015@city.ome.lg.jp](mailto:div1015@city.ome.lg.jp)